

別表第1 參考項目(案)

9 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業(以下「焼却施設事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
	大気環境					水環境			地質環境 地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場			文化財	放射線の量			
	大気質			騒音	振動	悪臭	水質														
影響要因の区分	硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働				●		●	●					●						●	●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			●		●	●						●						●	●※	
	造成工事及び施設の設置等									●			●	●	●		●		●	●※	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改变後の土地及び施設の存在												●	●	●	●	●			●	
	施設の稼働	排ガス	●	●	●		●											●		●※	
		排水							●	●	●									●※	
	機械等の稼働						●	●												●※	
	廃棄物の搬出入		●		●		●	●										●		●※	
	廃棄物の発生																●			●※	

10 し尿処理施設事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境			地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量				
		大気質		騒音	振動	水質			地形及び地質					重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地		重要な植物種・群落及びその生育地		地域を特徴づける生態系		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
影響要因の区分		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度			
工事の実施	建設機械の稼働		●	●	●						●							●		●※			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●	●	●						●							●		●※			
	造成工事及び施設の設置等							●			●	●	●			●		●	●	●※			
土地在又はび工作物の	地形改変後の土地及び施設の存在									●	●	●	●	●					●				
	施設の稼働			●	●	●	●	●	●									●		●※			
	し尿の搬入	●		●	●													●		●※			
	廃棄物の発生																●			●※			

備考

- 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の3の各表を参照。
- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

11 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業(以下「最終処分場事業」という。)に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
影響要因の区分		大気環境				水環境				地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	放射線の量			
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地下水の水質及び水位	地形及び地質												
		硫黄酸化物	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	有害物質	地下水の流れ	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等	メタン	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働	陸上埋立	●	●	●	●							●	●					●			●※	
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立	●	●	●	●							●	●					●			●※	
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		●	●	●	●							●						●			●※	
	造成等の施工	陸上埋立						●				●	●	●	●	●		●	●		●	●※	
	護岸等の施工	水面埋立						●				●	●	●	●	●		●	●			●※	
土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	陸上埋立										●	●	●	●	●	●					●	
		水面埋立						●		●		●	●	●	●	●	●					●	
	埋立・覆土用機械の稼働	陸上埋立		●	●	●													●			●※	
		水面埋立		●	●														●			●※	
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立			●	●													●			●※	
		水面埋立			●														●			●※	
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		●	●	●	●													●			●※	
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	水面埋立	●	●	●													●				●※	
	廃棄物の存在・分解							●											●			●※	
	浸出液処理水の排出							●	●	●	●											●※	

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

12 下水道終末処理場事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素				文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境				水環境				地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等			温室効果ガス等	文化財	放射線の量	
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質			地形及び地質						廃棄物等						
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	有害物質	重要な地形及び地質	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	残土	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働		●	●	●						●								●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●	●	●						●								●		●※	
	造成工事及び施設の設置等							●			●	●	●		●					●	●※	
土地在又及び工供作用の	地形改変後の土地及び施設の存在										●	●	●	●	●					●		
	施設の稼働	●		●	●	●	●	●	●	●									●		●※	
	廃棄物の発生																●				●※	

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、有形民俗文化財、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。

21 複合開発事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな 触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき 環境要素		環境への負荷の量の程度により予測 及び評価されるべき環境要素			文化財の保全を旨として 調査、予測及び評価 されるべき環境要素			
		大気環境					水環境			地質環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	文化財	放射線の量	
		大気質			騒音	振動	水質		地形及び地質	地盤												
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	地盤沈下	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	重要な植物種・群落及びその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との 触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	文化財	空間線量率及び放射能濃度
工事の実施	建設機械の稼働		●		●	●	●						●	●	●				●		●※	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		●		●	●	●						●	●	●				●		●※	
	造成工事及び工作物の建設							●					●	●	●			●		●	●※	
土地在存地又は供作物の供用	地形改变後の土地及び工作物の存在										●		●	●	●	●					●	
	工場等における事業活動	●	●	●		●	●	●	●	●		●						●	●	●	●※	
	資材等の搬出入		●		●	●	●												●	●	●※	
	施設の供用																		●			

備考

- 1 環境要素の区分の詳細については技術指針第5の各表を参照。
- 2 ●印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種・個体群」及び「重要な植物種・群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「景観資源」とは、景観関連法令に定める景観重要建造物、景観地区、景観形成地区を含むものとする。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財をいう。